

2. 実施事業一覧表

■施策の体系と実施事業一覧■

--第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る--

1. 安心して子育てできるまちをめざす

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ファミリーサポートセンター事業	地域のなかで子育てを手助けしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）を募集し、会員同士で地域で援助活動を行う。サポートセンターを開設し援助活動の支援を行う。	22～24
■家庭教育支援事業	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育へ参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。	22～24
■子育てすこやかセンター事業	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。	22～24
■母子生活支援事業	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設（母子寮等）に入所させる。ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	22～24

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■子育て支援医療費助成事業	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	22～24
■子育て手当支給事業	子どもの出生を祝い、乳幼児期のすこやかな成長を支援するため、南丹市子宝条例等により各種祝いや手当てを支給する。	22～24
■児童扶養手当支給事業	18歳までの児童の母等に対して、児童扶養手当を支給する。（所得制限により支給額に制限がある。）	22～24
■不妊治療給付事業	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。	22～24
■母子医療費支給事業	母子等が医療機関でかかった医療費を給付する。	22～24

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 多様な保育の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■保育所運営事業	概ね平日 8:30~16:30 の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障害児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。	22~24
(4) 就学前教育の充実化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■すこやか学園	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。 懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。 親の子育ての悩みについて相談に応じる。	22~24
	■幼稚園教育の推進	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。 また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	22~24
(5) 放課後の子どもの育成の場作り	実施事業名	事業概要	実施期間
	■安心・安全の居場所づくり事業	・環境活動や共同作業等の実施。 ・平日の授業終了後や長期休暇等における生活の場の確保。	22~24
(6) 多様な支援の一体的な推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■育児支援事業	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、小集団での遊びの教室を行う。	22~24
	■地域子育て支援事業	子育て世代の親の病気や出産による子育てサポートの派遣や、子育て世代、市民や関係団体を対象とした子育てフォーラムの開催など。	22~24

2. 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

(1) 学校規模の適正化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 学校規模適正化検討事業	より良い教育環境での学びを第一に、現在直面する学校教育や子どもたちを取り巻く地域課題を関係者と共有し、子どもたちが生き生きと切磋琢磨し、すこやかに育んでいける教育環境の整備充実を目指す。関係者との懇談等、協議・調整を図りながら、学校規模の適正化や適正配置についての検討を行う。	22～24

(2) 学校教育の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 外国語活動実践研究事業	胡麻郷小学校を実践研究校として指定し、スーパーバイザーによる授業指導、職員研修、先進地視察を実施する。また、ALTを活用しながら授業実践を進め、学級担任主導のチームティーチングの在り方や評価方法を明確にしていく。年度末には研究発表会を開催し、市内外の教職員に指導力を高める機会を提供する。	22
■ 学校図書館指導員設置事業	全ての学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。	22～24
■ 学力充実・少人数指導事業 ・ 学力充実講師配置事業 ・ 授業改善研究事業	学力充実と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、決め細かな指導に資する。また、「質の高い学力」の育成に向けて中学校区をブロックとした研究体制を整え、各ブロックにおける諸学力調査の結果分析に基づく授業改善の方策を研究実施し、その成果の全市波及をめざす。	22～24
■ 教育研究委託事業	幼・小・中学校の創意工夫により、次の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 ④学びに向かわせる就学前教育の在り方	22～24
■ 山村留学事業	南丹市美山山村留学センター（四季の里）を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。	22～24
■ 小・中学校英会話推進事業	外国語指導助手（ALT）を配置し、1名は園部管内の各小学校、1名は園部中学校において、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。また、ALTは南丹市内に在住する社会人を対象とした英会話教室の講師を務める。2学期以降は、新たに1名のALTを配置し英語教育の充実を図る。	22～24

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

実施事業名	事業概要	実施期間
■小・中学校教育振興事業	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。	22～24
■小・中学校通級指導教室事業	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。	22～24
■特別支援教育支援員配置事業	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。	22～24

(3) 学習施設と設備の整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■教育施設整備事業	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。	22～24

(4) 通学支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■通学対策事業	遠距離通学のため、バス・J R 電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。	22～24

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる	(1) 生涯学習拠点施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
		■いきいき講座開設事業	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。	22～24
	(2) 生涯学習推進組織の育成強化	実施事業名	事業概要	実施期間
		■社会教育関係団体支援・育成事業	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。	22～24
	(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
■体育施設利用促進事業		市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。	22～24	
(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■いきいき健康事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・青少年スポーツ育成事業	スポーツに親しむことによって市民の暮らしに活力や潤いを与え、健康増進にも寄与する。 スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要不可欠であり、そのための各種事業を実施する。	22～24	
	■青少年自然文化体験活動	市内在住の児童(障がいのある児童を含む)に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。	22～24	
(5) 文化芸術の振興	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■国民文化祭推進事業	「工芸」というものづくりに視点をあて、市内で活躍されている工芸家や文化団体、個人がそれぞれ取り組まれている活動を紹介する催しを開催するなど、市民レベルによる国民文化祭の開催に向けた取り組みを進めるとともに、「ものづくりのまち南丹市」を市内外へアピールする。	22～23	
	■青少年活動事業 (ヒートフェスティバル)	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会	22～24	
	■文化祭事業	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。	22～24	

4. 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

(1) 市民の健康づくりへの支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■健康づくり推進事業 ・各種がん検診 ・健康づくり推進事業 ・健康増進事業 ・国民健康保険健康推進事業 ・生活習慣病予防健診	命に係わる心臓病や脳卒中等の予防目的に、メタボリック症候群に着目した健診（市民健診・人間ドック）を実施し、その結果に基づいて生活習慣改善のための予防事業（保健指導・健康教育・健康相談・訪問等）を実施する。また、がん等の病気の早期発見、早期治療を目的に、各がん検診を実施し、生涯通じて、住民自ら健康づくりを推進できるように支援する。	22～24
■母子保健事業	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。（牛乳の支給は所得制限がある）母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。	22～24
■老人医療費支給事業	所得税非課税世帯等低所得世帯に属する65歳～70歳未満者の医療費の一部を助成する。	22～24

(2) 地域医療の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■地域医療・保健体制確保事業	・公的医療機関の施設管理及び医療活動に対する支援。 ・直営診療所（南丹市美山林健センター）の運営。	22～24

(3) 食育及び食の安全確保

実施事業名	事業概要	実施期間
■学校教育における食育の推進	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒（保護者）への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。	22～24
■有機農業・地産地消推進事業	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。	22～24

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(4) 若者定住へ
向けた住環境の
整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■住宅管理事業	既存住宅の適切な維持管理を進める。	22～24

(5) 高齢者が安
心して暮らせる
自立支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■家族介護者等支援事業 ・家族介護教室事業 ・家族介護者交流事業 ・介護用品支給事業 ・在宅介護支援事業	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、様々なテーマに基づいた介護教室や講演会等を開催するとともに参加者同士の交流を図る。 また、在宅において要介護4・5の高齢者の介護者で住民税非課税世帯を対象に、介護用品の購入費助成や寝たきり高齢者等の介護慰労金を支給する等の支援を行い、介護者の負担軽減を図る。	22～24
■介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	22～24
■介護予防活動支援事業	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	22～24
■緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	22～24
■高齢者等生活支援事業 ・外出支援サービス事業 ・軽度生活援助サービス事業 ・食の自立支援事業 ・訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう、日常生活上の支援等を行う。	22～24
■地域包括支援センター事業	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を一体的に実施する。	22～24

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

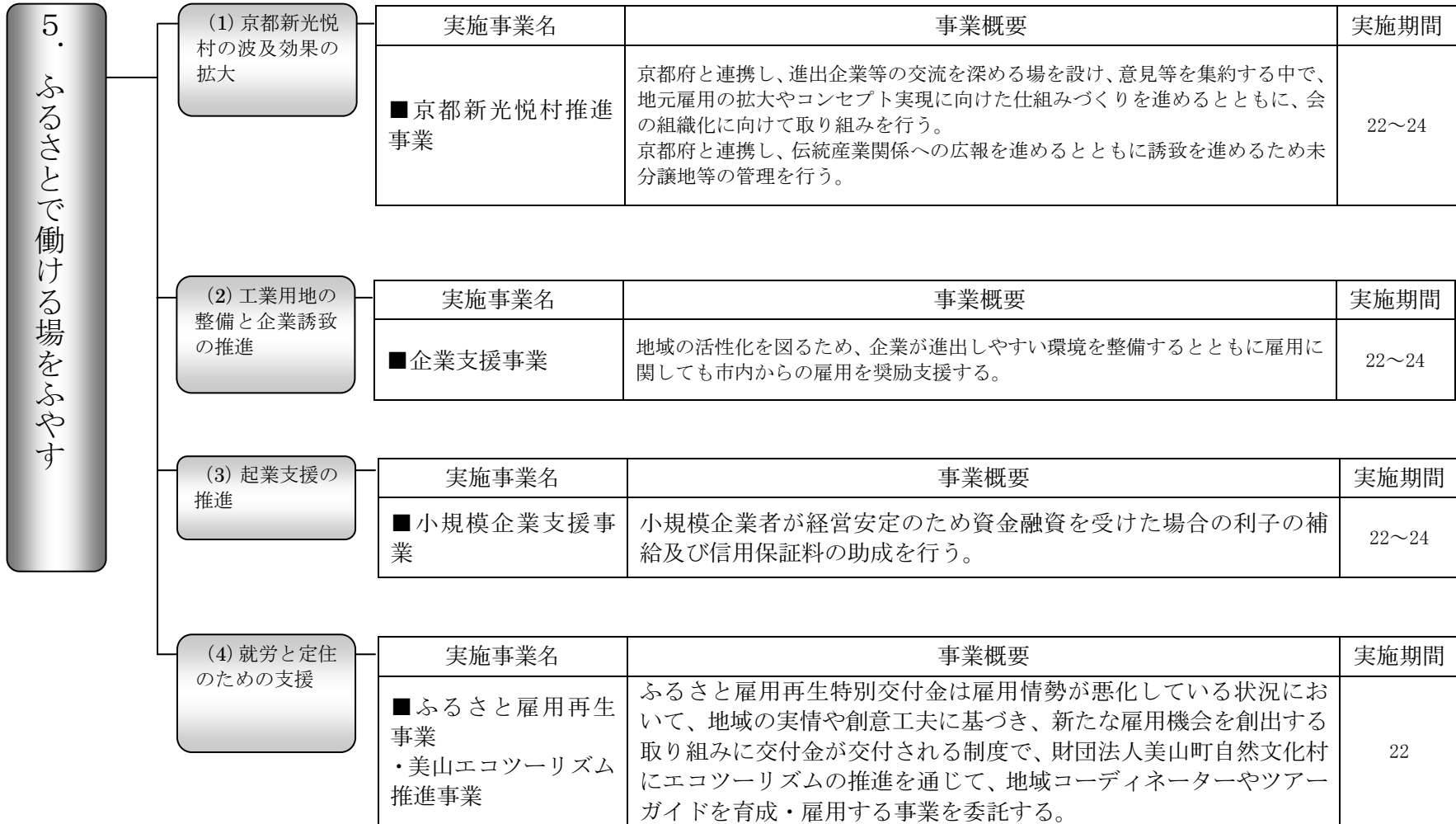
(6) 障がいのあ
る人が安心して
暮らせる自立支
援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 共同作業所等支援事業	共同作業所等に助成を行い、共同作業所等の通所者への指導訓練、機能回復指導及び生活適応訓練等を推進する。	22～23
■ 障がい者医療助成事業 ・ 自立支援医療給付事業 ・ 重度心身障害老人健康管理事業 ・ 福祉医療費支給事業	障がいのある人に必要な医療を提供するとともに、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	22～24
■ 障がい者等生活支援事業 ・ 介護給付事業 ・ 難病患者等居宅生活支援事業 ・ 日中一時支援事業・生活サポート事業	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、介護や訓練・補装具・日常生活支援等に必要なサービスを提供する。	22～24
■ 地域活動支援センター事業 ・ 相談支援事業 ・ 地域活動支援センター事業	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。	22～24
■ 通所サービス利用促進事業	通所サービス利用者の送迎を行った事業者を補助する。	22～24
■ 発達支援センター運営事業	人とのかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。	22～24

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している（財）南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	22～24
	■ 社会参加推進事業 ・ ガイドヘルパー派遣事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 社会活動参加支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人の活動支援や、聴覚言語に障がいのある人のコミュニケーション支援を行ない、在宅で障がいのある人の社会参加を支援する。	22～24
	■ 老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	22～24

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 心配ごと相談事業	各地域に相談場所を設け月 1 回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	22～24
	■ 成年後見人制度利用支援事業	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	22～24
■ 地域福祉推進事業	小地域見守りネットワーク活動や各サロン活動を活性化し、平成 19 年度に作成した地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため、地域福祉の仕組みを構築する。また、安心安全な地域生活維持のため、民生委員・児童委員を地域福祉の担い手として位置づけ、役割を担っていただく。	22～24	



--第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る--

1. 豊かな緑と清流を守る

(1) 森林と河川

実施事業名	事業概要	実施期間
■河川維持事業	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。	22～24
■森林整備事業	森林施業（植林・除伐・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止）への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための森林整備を推進する。	22～24
■森林整備地域活動支援交付金事業	森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道（作業道）の整備等	22～23
■森林病虫害等駆除事業	松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業（広葉樹の枯損被害防止）の実施。	22～24
■水産環境整備事業	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。	22～24

(2) 農地

実施事業名	事業概要	実施期間
■農業関連計画事業	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。 農業振興推進協議会の開催。	22～24
■農地・水・環境保全向上対策事業	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。	22～24
■農地整備促進事業	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。	22～24
■農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	22～24

第 2 章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 身近な緑や 環境美化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境保全事業	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。	22～24

(4) 環境保全の 行動支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境衛生事業	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。	22～24
	■環境基本計画等策定事業	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。	22～24
	■京都モデルフォレスト運動推進事業	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。	22～24
	■不法投棄監視・処理事業	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。	22～24

(5) 景観保全の ルールづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■景観形成推進事業	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに行う取り組みを検討する。	22～24

(6) 森・里・街 の景観保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■かやぶき屋根保存修理事業	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	22～24
	■絆の森整備事業	市有林内の森林整備（環境整備）下刈・除伐等の実施。	22～24

2. 資源が循環するまちをつくる

(1) 省資源・リサイクルと衛生環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 3R推進事業	環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。	22～24
■ 一般廃棄物清掃事業	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。	22～24	
(2) 環境にやさしい暮らし	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 市役所資源節減事業	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。	22～24
(3) エネルギーの有効活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ バイオマスの環づくり交付金事業	南丹市バイオマスタウン構想に基づき、液肥活用技術調査を実施し、液肥利用促進を図る。	22～24
	■ 八木農業関連施設管理費	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。	22～24
(4) 上水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 上水道設備拡張事業	水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、災害に強い施設づくりを図る。	22～24
	■ 水質検査事業	安全な水を望む声に応えられるよう、南丹市水質検査計画に基づき、上水道並びに簡易水道において水質検査の充実を図る。 また、貯水槽水道を使用している設置者や利用者に適切な指導を行い、管理意識の高揚を図る。	22～24
	■ 水道設備維持事業	浄水場並びに配水設備等の点検及び改修を行うことにより、上水道並びに簡易水道においてより効率的な水運用と、災害に強い施設づくりを図る。	22～24
■ 水道設備改良事業	災害に強い施設づくりや、飲料水の安定した供給を目指して、送配水管等の耐震化や老朽管の更新を図る。	22～24	

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 下水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 下水道施設管理事業	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。	22～24
	■ 公共下水道建設事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。	22～24
	■ 合併処理浄化槽整備推進事業 ・ 合併処理浄化槽維持管理事業 ・ 合併処理浄化槽等設置整備事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するために、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。	22～24

3. 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

(1) 南丹ブランド生産者等への支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■京の水田農業総合対策事業	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。	22～24
■京野菜等価格補填事業	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。	22～24
■京野菜等産地育成事業	京野菜（みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等）の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。	22～24
■農業・農村活性化経営体づくり事業	農地や農作物、人材等の地域資源をうまく組み合わせ、地域と連携した農業経営力アップに繋がる活動を支援する。	22

(2) 南丹ブランドの販路拡大

実施事業名	事業概要	実施期間
■特産物販売促進事業	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。	22～24
■特別栽培認証制度推進事業	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。	22～24

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 農業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■水田農業推進事業	H18年までの行政主導から、H22年以降の制度の過渡期(H19～H21)において、その準備期間として水田協議会に参画し、米の生産調整と産地づくりを支援する。	22～23
	■畜産振興事業	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。 市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	22～24
	■土づくり事業	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。	22～24
	■農業委員会運営事業	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	22～24
	■農業担い手支援事業 ・担い手育成事業 ・農業関係団体支援事業 ・農業制度資金利子助成事業	農業の担い手不足、農地の不耕作地等の課題を解消するため、認定農業者、農業法人、農業関連団体等を支援する。	22～24
(4) 林業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■共済・担い手育成事業	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業（林業退職金掛金の助成を行う） ・緑の担い手育成対策事業（森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う）	22～24
	■木材利用推進対策事業	地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。	22～24
	■林道・作業道事業	流域単位での森林整備を促進するため、森林管理道を開設する。 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕事業に対し、経費の一部を助成する。 市直轄林道の維持修繕を行う。	22～24

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 野生鳥獣被害等への対策

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に対し助成する。	22～24
■ 有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	22～24
■ 有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となって取り組む、有害鳥獣防除施設（電気柵・格子金網フェンス等）の設置に係る経費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む。	22～24

4. ひとを温かく迎える

(1) 観光ネットワーク

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。	22～24

(2) イベント運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光イベント振興事業	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	22～24
■ 地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。（美山サイクルロードレース、ひよし水の杜フェスタ、美山ふるさと祭） 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。	22～24

(3) 情報発信とPR

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光宣伝事業	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。	22～24

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 温泉の活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ スプリングスひよし管理運営推進事業	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。	22～24
	■ 観光施設管理事業	温泉スタンドの維持管理等を行う。	22～24
(5) 観光漁業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 内水面漁業振興対策事業	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	22～24
(6) 交流事業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 都市と農村との交流事業	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	22～24

5. 伝統文化を継承する	(1) 歴史文化遺産の調査と保全	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統文化継承事業 ・ 文化資料保全補助事業 ・ 埋蔵文化財調査事業 	南丹市内の道路・ほ場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。 国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全にかかる費用の一部を補助する。	22～24
	(2) 歴史文化遺産の周知と活用	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統文化活用事業 ・ 資料館展示事業 ・ 重伝建地区保存修理補助事業 ・ 重要文化財管理公開事業 	南丹市美山の重伝建地区の保全支援のため、修理等の一部を補助する。 文化遺産の保全活用に資するため、「石田家住宅」の委託管理と公開を行う。 市内の民俗等に関する資料を収集し、保管・展示する。	22～24
6. 暮らしの安全と安心を守る	(1) 治山・治水	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修等事業 	土石流などの災害防止のための砂防事業等の推進並びに一級河川の改修事業については、国・府に要望を行う。 また、市管理の準用河川・普通河川については、必要に応じて改修を進める。	22～24
	(2) 防災体制	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時要援護者台帳整備事業 	災害時要援護者対策として、「南丹市たすけあいネットワーク制度」を創設し、台帳・マップを作成。南丹市内の消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、地域自治区で共有し、日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	22～24
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災訓練事業 	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	23
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災推進事業 	災害時防災用備蓄品の購入と住宅耐震診断調査の委託及び防災パトロールの実施。	22～24	

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 防災情報システムと防災設備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消防施設等整備補助事業	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。	22～24
	■ 消防資機材・水利整備事業	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものを更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	22～24
	■ 防災ハザードマップ作成事業	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。	23
	■ 防災行政無線整備事業	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を導入する。	22
(4) 防犯対策	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 防犯・暴力追放等取組支援事業	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	22～24
(5) 消費者保護	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消費生活啓発事業	消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関への連携を図る。 相談担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 出前講座（振興局・国民生活センターなど）の利用により消費者の知識向上を図る。	22～24
(6) 交通安全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 交通安全推進事業	小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。	22～24

第3章 人・物・情報を高度につなげる

1. 高速移動の網を広げる

(1) 広域アクセスの強化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広域アクセス道推進事業	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。	22～24

2. 鉄道をさらに便利にする

(1) J R 山陰本線の複線化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 山陰本線複線化整備事業	J R 山陰本線京都園部間の複線化事業実施。 園部駅以北における複線化実現に向けた要望活動等を実施する。	22～24

(2) 鉄道を活かしたまちづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 駅周辺整備・管理維持事業	J R 園部駅利用者の利便性を高める都市施設の維持管理とともに駅周辺の美化に努め、J R 園部・八木駅の自転車利用者の利便性を高めるための駐輪場の管理を行い、放置自転車の排除等を行なう。	22～24

第3章 人・物・情報を高度につなげる

3. 安全で快適な主要道路をつなぐ

(1) 広域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 広域幹線道路整備促進事業	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。	22～24
(2) 地域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 都市計画街路事業	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・ 上本町佛大線外 1 線 ・ 内環状線 ・ 栄小山東町線外 2 線 ・ 八木環状線	22～24
		■ 道路新設改良事業	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。 また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・ 地域活力基盤創造交付金事業 2 路線 ・ 地方特定道路整備事業 4 路線 ・ 過疎対策事業 5 路線 ・ その他道路事業 7 路線	22～24
(3) 安全で快適な道づくり		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 道路・橋梁維持管理事業	市管理道路の維持管理は、道路付属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。	22～24

4. 誰もが安心して生活できる地域をつくる

実施事業名	事業概要	実施期間
(1) バス交通 ■バス運行事業 ・スクールバス運行事業 ・市営バス運行事業 ・生活路線バス運行事業	生活交通確保のためバス運行及び委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。 小中学生の通学のためのスクールバスを運行する。	22～24

5. 双方向の情報通信基盤をつくる

実施事業名	事業概要	実施期間
(1) 情報基盤 ■地域情報通信基盤整備事業	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。	22～24
(2) 情報提供 ■情報提供推進事業	地域情報化計画の策定及び見直しを行う。 CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信を行う。 その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。	22～24
(3) 情報環境 ■情報リテラシー推進事業	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。	22～24

6. にぎわいの市街地をつくる

(1) 都市計画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■都市計画策定事業	市街化区域内の土地利用計画を進めるにあたり、生産緑地指定業務、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定業務を進める。	22～23
(2) 商業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■経営改善普及事業	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。	22～24
	■商工振興助成事業	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。	22～24
(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■雨水排水事業	近年、頻繁に起こる短時間の集中豪雨により市街地の浸水被害が多く、これを未然に防止するための排水路整備を行なう。	22～24
	■土地区画整理事業	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能の整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺において新たな市街地整備を進めることにより、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業 A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業 A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業 A=22.7ha ・八木駅西土地区画整理事業 A=10.5ha ・小山東町土地区画整理事業 A=17.3ha	22～24
■美山中核整備事業	地域拠点である和泉交差点周辺地域において、バスターミナル、公衆トイレ、公園等の整備を総合的に行う。 また、同地域の商店街にコミュニティ道路、駐車場の整備を行うとともに、誰もが気軽に立ち寄れる観光交流施設を建設するなどにぎわいの創出を図る。	22	
(4) 身近な公園緑地	実施事業名	事業概要	実施期間
	■都市計画公園事業	市街地において、魅力ある公園の整備を進め、地域のコミュニティや快適な居住空間を提供する公共空間として計画的に公園整備を進める。 ・横田公園、小山東町公園、内林町公園、八木東公園	22～24

--第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く-----

1. 共に生きるまちづくりを進める	(1) 人権啓発の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 児童老人会館管理運営事業	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	22～24
		■ 人権教育・啓発事業	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。	22～24
	■ 地域センター推進事業	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	22～24	
	(2) 男女共同参画社会の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 男女共同参画推進事業	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	22～24
	(3) 虐待事象への対応	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	22～24
		■ 要保護児童対策事業	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進。	22～24

2. 住民自治の地域づくりを進める

(1) 地域との協働の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興組織推進事業	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援	22～24

(2) 地域づくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興補助事業	行政区が主体となって行う事業（集会所の新築や改築、公園等の新設や改良、地域組織の基盤構築等）に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。	22～24
■集落活性化支援事業	平成22年度からの集落支援策の検討。 少子高齢化が著しく進み集落の維持が困難な地区において、集落維持・再生に繋がる支援策を検討。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。	22～24

3. 多様な担い手のパートナーシップを育てる

(1) 協働と市民参画の仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ パートナーシップ推進事業	南丹市における「市民協働」の在り方を、職員及び市民が協働ワークショップの開催などを通じて共通認識を持つとともに協働の意識を高め合い、市民が主体となって推進できる取り組みを検討する。 また産学官の連携を推進し、知的資源の活用等によりさらに自立した活力ある地域づくりを推進する。	22～24
(2) 政策決定や計画段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 審議会等市民参画推進事業	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	22～24
(3) 実施段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 市民協働推進事業	様々な分野において、協働により実施する事業を見出し、市民の主体的な関わりの広がりにより、市民との協働による取り組みを実施する。	22～24
(4) より多くの市民参画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 広聴活動事業	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	22～24
(5) 南丹市達人バンク（仮称）の設置	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 達人バンク推進事業	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。	22～24

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

4. 大学等と連携し、 ともにもちまちをつくる

(1) 連携のための 仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■産官学公連携協議会推進事業	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。	22～24
(2) ともに育む 「教育のまち南丹市」	実施事業名	事業概要	実施期間
	■佛教大学連携事業	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。	22～24

5. 未来を担う人づくりを進める

(1) 産業を担う 人材育成のための 支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■新規就農支援事業	研修を必要とする新規就農志望者に対し、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	22～24
	■担い手養成実践農場整備事業	新規就農希望者に対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術取得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」の整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の解消を図る。	22～23
(2) 地域とまち を担う人材育成 のための支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■まちづくり活性化支援事業	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	22～24
	■国際交流事業	適切な国際感覚を養うため、国際交流フォーラムの実施や市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。	22～24

6. 行財政改革を推進する

(1) 情報公開と電子自治体の構築

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広報広聴推進事業 ・ ホームページ充実事業 ・ 広報充実事業	広報誌やお知らせ、ホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を実施する。	22～24
■ 電子自治体推進事業	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。	22～24

(2) 効率的な行財政運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 行政評価推進事業	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価体制の整備を行う。評価結果に基づいた今後の方向性等について、市民や学識経験者の意見を聞く。	22～24
■ 諸証明発行サービス事業	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	22～24
■ 未利用財産の適正管理及び処分	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。	22～24

(3) 行政サービスと職員の資質向上

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 職員研修事業	・ 様々なテーマ設定による、独自の庁内研修（全体及び階層別）の企画、実践 ・ 職場外研修への職員の積極的な派遣	22～24

(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 新庁舎建設検討事業	新庁舎建設の検討	22～24